

早稲田大学 文学部  
2023 年度 入試問題の訂正内容

<文学部 一般選抜、一般選抜（英語 4 技能テスト利用方式）、  
一般選抜（共通テスト利用方式）>

**【国語】**

●問題冊子 9 ページ：設問(二) 問十六

選択肢に正解として扱うことができるものが複数ありま  
したので、そのいずれを選択した場合も得点を与えることと  
いたします。

以上



〈2023 R05172024〉

## 注 意 事 項

- 1 試験開始の指示があるまで、問題冊子および解答用紙には手を触れないこと。
- 2 問題は2～13ページに記載されている。試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚損等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせること。
- 3 解答はすべて、HBの黒鉛筆またはHBのシャープペンシルで記入すること。
- 4 マーク解答用紙記入上の注意
  - (1) 印刷されている受験番号が、自分の受験番号と一致していることを確認したうえで、氏名欄に氏名を記入すること。
  - (2) マーク欄にははつきりとマークすること。また、訂正する場合は、消しゴムで丁寧に消し残しがないようによく消すこと。
- 5 記述解答用紙記入上の注意
 

マークする時	<input checked="" type="radio"/> 良い	<input type="radio"/> 悪い	<input type="radio"/> 悪い
マークを消す時	<input type="radio"/> 良い	<input type="radio"/> 悪い	<input type="radio"/> 悪い

  - (1) 記述解答用紙の所定欄（2カ所）に、氏名および受験番号を正確に丁寧に記入すること。
  - (2) 所定欄以外に受験番号・氏名を記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
  - (3) 受験番号の記入にあたっては、次の数字見本にしたがい、読みやすいように、正確に丁寧に記入すること。

数字見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- (4) 受験番号は右詰めで記入し、余白が生じる場合でも受験番号の前に「0」を記入しないこと。

(例) 3 8 2 5 番

↓

万	千	百	十	一
	3	8	2	5

- 6 解答はすべて所定の解答欄に記入すること。所定欄以外に何かを記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
- 7 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離さないこと。
- 8 試験終了の指示が出たら、すぐに解答をやめ、筆記用具を置き解答用紙を裏返しにすること。
- 9 終了の指示に従わない場合は、答案のすべてを無効とするので注意すること。
- 10 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。

(一) 次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

中世ヨーロッパには「動物裁判」と呼ばれる社会制度があったことが知られている。たとえば疫病が流行したとき、その原因と疑われた動物——典型的にはネズミやネコ——が数匹捕らえられ、法廷で有罪を宣告されて処刑されたり、不幸にも赤ん坊を蹴り殺してしまった豚が追放刑に処されたりしたというのだ。さてわれわれはこの制度を正当なもの、意味のあるものだと考えるだろうか。考えないとすれば、それはなぜなのだろうか。

おそらくだちに現われる反応は科学的な合理性がないとか、このようなことをしても動物が一定の行為（たとえばネズミによるペストの媒介）を止める見込みがない以上、意味はないというものだろう。法制度には行為指導性、つまり特定の行為を人々に行なわせようとしたり、逆にさせないようにする性格がある。典型的には一定の行為が処罰されるだろうという予測をもとにして、そのような行為への関与を事前に避けることが、人間にはできるわけだ。だが動物にはこのような予期能力がないので、違反行為を事後に処罰することを通じて学習させるしかない。

逆に言えば、同じヒトに属していても一定の理性や判断能力を持たない存在を法の指示に服従させることはできないし、彼を法廷に引き出して有罪を宣告するようなことも、動物裁判の例と同じように無意味だということになる。もちろん心神喪失者が刑事的に処罰されないことを定めた刑法三十九条一項が、ここで思い出されることだろう。法を通じて事前規制は、結果を予期し自らの行動をコントロールすることのできる自律的主体に対してしか意味を持たないと、とりあえず確認しておこう。

理性に基づいて自律的に行為することのできる存在だからこそ人間は〈人〉として根元的な自由を認められるのであり、そのような資格を持たない存在はすべて、その生命の有無にかかわらず、〈物〉として〈人〉の意思に従属させられることになるわけだ。

ここで問題は、いま新たにわれわれの世界に生まれつつある存在としてのAIやロボットが、この構図のなかでどのように位置付けられるかという点にある。もちろんわれわれは、これまでの生命倫理学と同様の構図に立つたうえで、境界線をめぐる議論に基づいてその地位について考えることができる。〈人〉の条件を理性や判断能力に求めれば、AIやロボットも人間と同じ高みに昇るべきだということになるかもしれない。痛みや苦痛を感じる能力だと考えれば、動物より低い位置付けになることも考えられるだろう。だがそのような議論の構図は、AIやロボットの本質的なあり方を正確に反映しているのだろうか。

少し遡って考えよう。さきほど法制度には行為指導性があり、処罰が予告された行為を人々は選択しなくなるだろうと述べた。だがそこでいう行為指導性がそれ自体として実在するのならば、処罰の予告を伴う必要はないのではないだろうか。たとえば「殺人は悪いことであり、禁止される」とだけ述べればよく、それに一定の制裁を結び付ける必要はないのではないだろうか。

もちろんこの問いへの答えはごく明らかであり、人々が規範に従いそこねるといふ点にあるだろう。われわれの多くは、あえて刑法の条文によって示されることがなくとも、殺人が悪い行為だということは十分に理解している。だとしても一定の理由からその悪をあえて選択したり、あるいは自らの行動を理性的にコントロールしそこねることによって、悪いと知っているはずの行為に手を染めてしまうわけだ。そこでわれわれは、制裁を予告することで合理的な判断者にとってのバランスを変えてしまおうとする一方、激情に駆られた行為者に対しては実際に処罰を科すことで、他の人々への戒めにしようとすることになる。

いずれにせよ法は、それが人間の判断や行為に直接的に介入できないこと、判断や行為の条件を操作することで間接的に機能することを狙うしかないということ前提としている。

このように考えたとき、AIやロボットがヒトと大きく異なる点として、そのような従いそこねの可能性に注目することができよう。まず、現在でも生産現場で活用されているようなロボットを考えよう。それらはあらかじめ定められたプログラムに沿って定められた動作を反復し続けるだろうし、故障や燃料切れといった物理的な障害の場合を除けば、それに失敗することもないだろう。プログラムはロボットの動作を直接的に規定するのであり、そこには判断も自律も、したがって従いそこねの問題も生じないように思われる。

まさに最近話題となっている自動運転車のように、高度な学習機能を備えたAIや、それによって制御されるロボットの場合にはどうだろうか。もちろんそこに、与えられたデータからAIが何を学習するかが予測しにくいとか、データ自体に偏りが含まれていればそれをAIが忠実に学習してしまうという問題があることはすでに指摘されている。

たとえば、イギリスの病院で研修医を選ぶ際にそれまでの判定結果を学習させたAIを使ったところ、結果的に女性が不利に扱われていたことが事後に発覚したという事例が伝えられている。これは、過去の女性差別的な社会において当時の病院関係者たちが意識的にか無意識にか女性を不利に扱っていたという経緯があり、その際の判断データを学習したので、そこに含まれていたバイアスがそのまま再現してしまったという問題だと考えることができるだろう。

だが注目すべきなのは、ここでたとえば差別を学習したAIがただちにそれを実行に移していることだろう。AIは差別発言をすることが適切だと思っただけからそれを直接に行動へと反映させたのであり、そこにはヒトの場合であればしばしば生じるようなさまざまな配慮やためらいは存在しない。学習結果はAIの行動を直接的に規定しており、ヒトの

ような従いそこねの可能性はここにも存在しないことになるのではないだろうか。AIやロボットが我ら人間とは異なる「超人」的なあり方を実現するものだとすれば、それはたとえば理性、知識量、判断能力、情報処理速度といったもので人間を大きく凌駕するような「超知性」だからではなく——あるいはそれに加えた別の問題として——、このようにわれわれとは根本的に異なった規範への反応構造を持つているからだと考えられる。

たとえば人は、すべての人間の内心にさまざまな感情や情動があること、多くの人間は外面に表示される行動や表情とこの内心とのあいだに一貫性が維持されていることを、基本的には信じているだろう。そのような一貫性が通常は維持されているからこそ、「顔で笑って心で泣いて」と表現されるような行動は普通の人にとって困難なもの、努力の必要な行為として意識されているだろう。

ところで、一般にサイコパスと呼ばれる人格のあり方は、内面における良心・感情や他者への共感を欠く精神病質の一種と考えられているのであった。その一部は共感の欠如から他者との人間関係を築くことができずに問題行動を引き起こしていくのだが、他方で企業のCEOや弁護士・聖職者にもサイコパス的な人物が多いと指摘されているように、社会的に成功しているケースも多く知られている。それはなぜなのだろうか。他人の心に共感しないことが、他人の心の問題を処理したり操作したりするためには有利だからではないのだろうか。

ここからサイサされるのは、AIが「超人類」でも、人間と同種として劣位の「亜人類」でもなく、サイコパスを超えた異なる人類ではないかという疑惑である。同時にそれは、それがどのようなものを意味しているのであれ内面における感情や情動を持たない「弱いAI」が、だからこそ人間の情動システムに干渉し操作するものとして、極めて効率的に機能するのではないかとという疑念も示しているだろう。われわれはそれが血も肉もない作り物であることを十分知りながら、ペッパーくんを蹴ることをためらったり、AIBOの表情を可愛いと思ったりはしないだろうか。人間がその対象を配慮の対象とするために、内心の情動など必要だろうか。むしろ人々をして他者であると思わさせるためには一定のそれらしい外面的な振る舞いがあれば十分であり、一貫性の問題を生じさせる内心など、それを実現するためには不要ないし有害なのではないだろうか。

そしておそらくはこの問題が、AIやロボットを規制する法のあり方にも反映することになるだろう。冒頭で挙げたように、**a**を持たない動物に対して法による規制は無意味だと考えられるのであった。ではAIやロボットに対しては、どうだろうか。判断過程に不透明性・間接性がなく、何を考慮してどのように判断すべきかを命じればその通りに行為するだろうという意味においては**a**を持たないAIやロボットに対して、法はやはり意味を持たないのではないだろうか。われわれが規範を投げかけるのはあくまで、彼らが従うだろう指示の作り主たる我ら人間に対してなのではないだろうか。

AI・ロボットの責任問題というテーマのもとに人々が考えているのが基本的には（過剰）緊急避難の例であること<sup>4</sup>も、このような前提を反映しているように思われる。たとえば五人の通行人を回避するために急転回して別の通行一人を撥ねることが許されるか、急ブレーキで搭乗者一人を犠牲にするのらどうかというようにトロッコ問題の応用例を考えているとき、人々は与えられた指示にAIが忠実に従った結果として一定の損害が発生した場合の負担分配について議論しているのであり、AIが人間生命の尊重という価値をうっかり忘れてしまふとか、怒りのあまり殺害を決意するようなことを考えているわけではないだろう。そこにあるのは人間の自律的な判断としての故意の問題でも、従いそこねとしての過失の問題でもないのである。

だが、なぜわれわれは従いそこねの可能性などというものにまともに取り合わなければならぬのだろうか。完全な規制と完全な支配とを組み合わせた社会を目指してはいけぬのだろうか。善いことが保証された統治のもとで十分な配慮を受けることを人間らしいと言ってはいけぬのだろうか。

少なくともこのような問いに反論する一つの手がかりを、先程挙げた緊急避難に見出すことができるだろう。一八八四年にイギリスで発生したミノネット号事件を例に取ろう。センバクが遭難し救命ボートの上で残された全員に死が迫っているという状況において、もつとも死に切迫している一人を殺害し食べてしまうという行為に対し、謀殺罪として死刑を科すことが適切かが、そこでは問題となったのであった。

もちろんここで、人々の行為を指導するために事前に定める一般的な規則として、われわれは殺人の禁止が適切だと考えるだろう。したがってこのような殺害行為は、明らかな従いそこねと位置付けられることになる。だが、だからそのまま死刑を科すということが認められるだろうか。彼らの行為に否定しきれない正当性を（少なくとも部分的には）認めざるを得ないとすれば、事前の予期に基づいて構想された完全な規制など夢物語だということに、人間の行為は常に人々の予測をはみ出していくということに、なるのではないだろうか。

犯罪のような負の側面だけではない。われわれは人類の歴史の多くの局面において創造的誤謬を見出すことができるだろう。たとえばアレクサンダー・フレミングによるペニシリンの発見は、ブドウ球菌の培養実験中に誤って混入した青カビの周囲に菌のコロナーができていないことから、抗生物質の存在を導いたものであった。一八六〇年代、それまでフランスの画壇を支配していた芸術アカデミーが尊重してきた絵画のルールをあえて無視し、否定することで生まれたい印象派の価値を、現在否定するものはいないだろうか。

そもそも私がこの文章を書いている日本語の口語文法自体、明治期にそれまでの文章規範を逸脱し、乗り越えることで新しい表現を切り拓こうとした人々——二葉亭四迷や山田美妙の成果に他ならない。これらの事例において挑戦者たちは、自らの行為が事後的に準正されること、行為の時点では評価されていないがやがてその価値が社会に認められるようになることを信じてかけたのだと、そう表現することは許されるだろう。

このように、われわれの意図的・非意図的な従いそこねのなかから現存する価値の多くがもたらされていることを考えれば、そこに創発などとはしばしば呼ばれるもの、つまり順接的、単調な傾向の予測を大きく歪めるジャンプの可能性が存在することを重視しなくてはならないのではないだろうか。

(大屋雄裕「AIにおける可謬性と可傷性」による)

注 ペッパーくん：家庭や施設などで利用されることを目的とした人型ロボット。

AIBO：動物型の愛玩用ロボット。

トロッコ問題：倫理上の思考実験。たとえば、トロッコ(貨車の一種)が暴走する線路上に五名の人間がいる。

その人たちを直接回避させる手段はないが、別の一名がいる別の線路へとトロッコの進行方向を切り替えることができる。この場合、五名が轢かれるままにするか、トロッコを別線路に引き込んで一名を犠牲にするかという問題。

問一 傍線部1「考えないとすれば、それはなぜなのだろうか」とあるが、「動物裁判」という制度が不当なもの、無

意味なものと考えられる理由として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ 中世ヨーロッパの社会制度として確立された法について、科学的な合理性を内面化した現代人が評価するのは非合理的だと考えられるため。

ロ 動物も人間と同様に尊厳を有する生命体であり、それらを処罰の対象とすることは倫理的な判断基準に照らして不適切と考えられるため。

ハ 法制度は理性や判断能力を持つ存在の行為を事前に制御するものであり、それらを持たない動物に対しては有効でないと考えられるため。

ニ 理性を持たない動物は自らの行動をコントロールできない以上、それらを処罰しても理性的な人間への戒めにはならないと考えられるため。

問二 傍線部2「行為指導性がそれ自体として実在する」とあるが、そのことを説明した次の一文の空欄  に入る最も適切な箇所を本文中から十五字で抜き出し、記述解答用紙の所定の欄に記せ。

法制度において行為指導性がそれ自体として実在するとは、法が  することである。

問三 傍線部3「われわれとは根本的に異なった規範への反応構造」とあるが、その説明として最も適切なものを次の中

中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ AIやロボットは、与えられたプログラムやデータに基づく機械学習の結果を、直接的に行動へと反映させるということ。

ロ AIやロボットは、既存の道徳的な価値基準に従いそこねることで、人間ではためらわれるような差別的な行動を実行し得るということ。

ハ AIやロボットは、外面的な行動と対応するような内面を意図的に排除し、それによって合理的かつ効率的な判断を下しているということ。

ニ AIやロボットは、既存の判断データに内包されたバイアスを排除するため、規範自体の善悪を自ら問うことはないということ。

問四 空欄  a (二箇所ある)に入る最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ 合理性

ロ 自律性

ハ 主体性

ニ 倫理性

問五 傍線部4「このような前提」とあるが、その説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ AIやロボットに行為の責任を負わせるようにするには、人間が介入して内面と外面との間に一貫性を持たせる必要があるということ。
- ロ AIやロボットは人間の生命を軽視する傾向にあるため、生死に関わる緊急避難を例に責任の所在を議論しておくべきだということ。
- ハ AIやロボットが損害をもたらした場合、それら自身の判断だけでなく指示を与えた人間の感情や情動にも責任があるということ。
- ニ AIやロボットは与えられた指示を忠実に実行するため、それ自体が規範の担い手となることは想定されていないということ。

問六

傍線部5「創造的誤謬」とあるが、その説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 事前に想定されていた基準では誤りと判断されていたり、そもそも想定されていなかったものが、事後的にその価値を認められるようになること。
- ロ 従来のな法制度のもとでは正当性を認められていたり、それゆえに人々の行動を規制してきたものが、従いそこねを生じさせる原因として修正されること。
- ハ 新たな価値を創出すると期待されていたり、発想の転換を促すと予想されてきたものが、結果的に人々の判断を誤らせるようになること。
- ニ 新規性のある発見と評価されていたり、ルールの革新とみなされていたものが、予測自体の修正によって既存の規範内に収まってしまうこと。

問七

本文の趣旨と合致する最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ ロボットやAIは、外面と対応する情動や内面、人間が想定し得る価値規範に縛られないため、従いそこねを越えた創発の可能性を秘めている。
- ロ 理性や判断能力を持つ人間は、行為指導的な法に従って自身の行動をコントロールすることもあるが、それに従いそこねて規範から逸脱することもある。
- ハ 人間は常に従いそこねと隣り合わせにある存在なので、人間が人間を殺害することに対しては一切の例外を認めることなく処罰の対象とすべきである。
- ニ 法に基づく事前規制は人間以外の動物に対しても有効だが、感情や情動を持たないロボットやAIには従来のな法とは異なる規制手段が必要となる。

問八

傍線部A・B・Cのカタカナの部分の漢字に直し、楷書で記述解答用紙の所定の欄に記せ。

(二) 次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

ファッションは特定のジェンダーを表す記号としてのみならず、社会の中にあるジェンダー不正義を反映する人工物とみなされることもある。ジェンダー不正義とは、不当に特定のジェンダーに属するまたは属さない人が利益を奪われ危害を被りやすい社会制度や慣習を意味する。たとえば、学校で男女別の制服を採用することは、ジェンダーの観点から不正になりうる。この学校で就学する、社会的に割り当てられた性別に違和感を覚える人は、自分のジェンダーアイデンティティを公にして希望する装いをするために労力を割くか、さもなければ違和感を抱えたまま望まないジェンダーの制服を着用し続けなければならない。いずれもリスクや苦痛をとまなうものだ。

フェミニズムとはジェンダー不正義を是正する政治運動や思想である。フェミニズムの観点からファッションが論じられる典型的なケースは、特定の装いが女性の抑圧や従属的な地位に加担する場合である。たとえば日本では、俳優でアクティビストでもある石川優美が二〇一九年に職場での女性従業員に対するパンプス着用を是正する要求を、ツイッター上のハッシュタグ #Kutuo を用いて呼びかけた。足への負担が大きく、動きにくい靴を女性にのみ要求する労働上の慣習は性差別的だ、という主張である。

女性向けのファッションが身体に有害でリスクが大きいという指摘は、歴史上しばしば登場する。たとえば、近代ヨーロッパの女性に着用された張り骨入りのコルセットを装着し、ひもできつく締め上げる装いは、女性の自由な身体活動を制限するものとして悪名高い。また胸元のゆつたりしたブラウスやミニスカートのように服そのものは運動を制約しない設計でも、「女性は胸元や下腹部を見られてはならない」という身ぶりに関する規範のために実質的に自由な動きが取りづらくなることもある。しかもこうした抑圧は身体を拘束するだけでなく、女性に対する非難や侮蔑につながる場合すらある。リスクのある危険な装いをする女性は愚かだ、と糾弾されるのだ。一方でそうしたファッションアイテムを新たに作り出し、経済的利益を生み出す制度に帰属すべき責任は隠されてしまうのである。

このように、ファッションと女性の抑圧の関係は、コルセットやハイヒールなど特定のアイテムを排除すれば解決するという単純なものではない。「体に負担のない装いが望ましい」というもつともらしい主張も、新たな美しさの規範として人の選択や行動の抑圧につながるかもしれないのだ。ナオミ・ウルフは一九九〇年に出版した『美の陰謀』において、女性の多くが仕事をもち経済活動をする社会で、女性たちはおおよそ到達不可能な「美しい容姿」の基準を満たせという抑圧にさらされると述べる。ウルフの指摘する「美の神話」という抑圧は、そこで提示される理想像の内容がなんであれ、そこに照らして個人が自分の身体や装いを監視し、検討しつづけることを強いられるかたちで現れるともいえるだろう。

同時に、ファッションのもつ女性の抑圧という負の側面が強調されることで、ファッションという風俗や文化そのものが不当に低く評価されることもまたジェンダー不正義の問題になりうる。ファッションは虚飾や女性と結びつきやすく、それ自体価値が低く、道徳的に好ましくないとする言説は少なくない。たとえば一八世紀フランスの哲学者ジャン・ジャック・ルソーは『エミール』の中で、男性は自分の外見を気にかけないが、女性は着飾ることに子どもの頃から熱心であると指摘し、人から美しくみられることが女性にとっては栄光だが、男性にとっては「徳を葬る墓場」だと言及する。ファッションに夢中になるのは男性に依存しなければ生存できない「二級市民」である女性のふるまいというわけである。

そもそも、男性優位の社会システムによって不利な立場に追い込まれるのはその社会で女性とみなされる人に限らない。フェミニズムの批判する男性優位社会を構成する要素のひとつが男女二元論である。この制度は、トランスジェンダーの人びと、またノンバイナリーなアイデンティティを持つ人々たちを周縁化してしまいがちだ。ファッションにおいて、男女別で異なる衣服を着用する慣習があること、しかも衣服の設計において規範的な女性的身体や男性的身体が前提されることはこうした周縁化に加担する。Tシャツやセーター、チノパンなど、あらゆるジェンダーの人が着用する衣服であるにもかかわらず、「男女の身体は異なる」という慣習を踏襲し、あえて女性向け、男性向けと区別するブランドは少なくない。この場合、長身で肩幅の広い女性や小柄で腰の広い男性は、体格に合うものを自分のジェンダーに向けて作られた既製品から探すことは困難をとまなう。また店舗やオンラインショッピングサイトで衣服が男女別に分けられていること自体に居心地の悪さを感じる場合もあるだろう。

そもそも男女という二つのジェンダーで衣服を分類する必要はあるだろうか。「男女で体型が違う」という時、「女性性」や「男性性」の基準として想定されるのは何なのか。仮に「女性性」や「男性性」が対応するジェンダーアイデンティティとし、体型の統計をとる場合を想定しよう。この時、社会の大多数がシスジェンダーである以上、その平均的身体を基準とする男女差がみとめられるはずだ。しかし、衣服が着用者の身体にそって作られたものが望ましいということは、衣服がジェンダーによって二分されるべきことを含意しない。身長や体重を基準に分類することも可能である。同様に、下着は身体の構造にフィットすることが特に求められる。加えてブラジャーや生理用ショーツはそれだけで女性のジェンダー記号とみなされやすい。だがここから、これらの下着が、フリルやレース、パステルカラーなど女性向けとされる装飾や色彩を選択するのが望ましいという結論はただちに出てこない。トランスジェンダーの男性やノンバイナリーの人びとのなかにも月経を経験する人は存在するのであり、生理用ショーツをどんなジェンダーの人でも手に取りやす

いデザインで製造販売することは、現実的なニーズから生じるものなのである。

このようにファッションにおけるジェンダー不正義としては、特定のジェンダーの人にのみ不便やリスクをとまう装いを課す規範、ファッションを楽しむ文化が女性的とみなされるがゆえに生じる過小評価、そして衣服を男性用あるいは女性用に二分する男女二元論などをあげることができる。

一般に不正義の問題は、個人の行為の善し悪しというよりは、制度や慣習、政策決定といった政治的または社会的次元に属するが、もちろん、個人が服を着る行為や他人の装いを判断する行為もまた社会のジェンダー規範やそこにひそむ不正義に影響する。

ジェンダー規範が機能するからこそ、身につけるアイテムによって、他人から割り当てられるジェンダーが左右される。日本では、高度経済成長期には女兒向けの衣服とされる色彩は赤と白、男児向けは青であり、その後ピンクが女兒向けの衣服を表す中心的な色彩となったとされる。そのため「ピンクを着ているからこの子は女の子だ」といったように幼児の性別を他人が判断する時、衣服の色がその根拠になりうる。

しかし成人の場合、衣服よりも身体的特徴の方がジェンダーの割り当ての根拠になりやすい。**A**としての衣服は、むしろ**B**に合致するかどうかという観点から、ジェンダー規範と関連する。このとき「ピンクは女の子の色」「パンプスは女性らしい靴」「スカートを男性が着用すべきではない」といったジェンダー規範は、必ずしもその規範にまきこまれる個人の嗜好と一致しない。だが、それが規範である以上、たとえ選びたくなくとも、「男性として扱われる以上スカートに着用は避けるべきだ」と人に判断させる力をもつ。衣服を選ぶという日常的な行為は、各自がどのようなジェンダー規範に従わざるを得ないか、あるいはその規範を維持したり変化させたいかという社会的な次元に<sup>6</sup>影響を与えることができる。

個人の衣服の着用が社会の中で行われ、ジェンダーによる分類を維持する限り、**C**との関わりは不可避である。その選択は、ジェンダー規範の是認や否定を表すこともあれば、安全な社会生活を送る手段の場合もある。たとえば現代日本においてスカートを積極的に男性が男性服として身につける行為はその規範を批判し、変える力をささやかでも持つものだろう。同時に、男女二分された学校や職場の制服や小売店の設計を典型とする、ジェンダー規範の維持や変更を決定するのは、組織や行政の力は個人よりも大きな影響をもつ。その意味で、<sup>7</sup>衣服を作り、流通させるファッション業界がジェンダー規範とどう向き合うかはさらに重要となるだろう。

(西條玲奈「ジェンダー」「ファッションスタディーズ」による)

#### 注

トランスジェンダー…生まれつきの生物学的性別と自分が認識する性別が異なること。

ノンバイナリー…男性と女性の二分法ではないと自分の性別を認識すること。

シスジェンダー…生まれつきの生物学的性別と自分が認識する性別が一致していること。

#### 問九

傍線部1「特定のアイテムを排除すれば解決するという単純なものではない」とあるが、その説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ 胸元があいたブラウスやミニスカートなどは身体活動を制限しない設計になっているものの、身振りに関する規範によって実質的には自由な動きが制限されることがあり、どのアイテムを排除すべきか判断が難しい。

ロ 身体を解放するファッションを実現しても、性的アピールを強調した衣服は男性からの性的暴力を誘発するリスクがあり、着用は愚かな行為だと社会から批判されるため、こうした社会の認識を根絶しない限り解決できない。

ハ ファッション業界は新たなアイテムを次々と作り、莫大な経済的な利益を生み出しているため、一部のアイテムが排除されなくても補充され、いつまでたつても女性を抑圧するファッションアイテムはなくなるらない。

ニ 時代や社会が変わっても、女性には理想的な身体像に自らをあわせる努力をすることが期待されており、身体に有害な個別のアイテムがなくなっても、社会の期待そのものはなくなるらない。



問十 傍線部2「ファッションのもつ女性の抑圧という負の側面」とは何か。本文の内容と合致していないものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ コルセットなど身体を物理的に拘束するアイテムだけでなく、ミニスカートなども下腹部を見せてはならないという規範が存在するため、何の制限もなく動けるとは限らず、女性向けのファッションは身体の自由な活動が制限されているものが多いこと。

ロ 痩せ型などの画一的な美的規範の押し付けに反対し、個人の多様な身体に美しさを認める動きが出てきたものの、社会の大多数が認める美的規範に対抗するだけの力はなく、女性たちは自らの身体やファッションをその規範に合わせることを強いられること。

ハ パンプスやコルセットなど、健康を損なう恐れがあるファッションはもともと社会から求められて着用したものであるにもかかわらず、身体へのリスクを考慮せず着用を選択するのは愚かな行為だと女性個人が非難されがちであること。

ニ 多くの女性が仕事を持ち経済活動をするようになった現代でも、女性は仕事をするだけでは十分でなく、外見にも気を配るべきだという社会の意識は変わっておらず、女性たちは美しくなければならぬという精神的圧力を受け続けていること。

問十一 傍線部3「ファッションという風俗や文化そのものが不当に低く評価される」とあるが、その理由として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ 社会的に有用な価値を生み出さず、外見の美しさばかりを追い求めているなど、女性たちを中身がない存在と軽んじ、女性たちが関心を寄せるファッションも同じく中身がないものだとして低く評価しがちだから。

ロ 女性たちが自らを美しく見せようと情熱を傾けるファッションは、生きていく上で必要不可欠な範疇を超えた贅沢品であり、ファッションへの熱中是有用性を無視した愚かな無駄遣いだと批判されがちだから。

ハ 異性の関心を引きつけるため、男性は経済力や知性など多様な能力を利用するが、女性は外見を整えるという手段しかなく、ファッションは女性たちが自らの能力の乏しさをごまかす手段にすぎないと蔑まれがちだから。

ニ 男性の経済力に依存して暮らしているにもかかわらず、女性たちが美しく着飾るといふ利己的な目的のためにファッションに散財するのは、男性を食いものにする不道德な行為だと非難されがちだから。

問十二 傍線部4「こうした周縁化に加担する」とあるが、その説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ 男性優位社会の中で、男らしい衣服、女らしい衣服を設計することは、男性を中心化して女性を周縁化することに加担し、既存の価値基準を温存してしまうということ。

ロ フェミニズムが男女二元論を批判してきたにもかかわらず、男女という二つのジェンダーで衣服を分類し、それぞれの規範的な身体を前提して衣服を設計することは、あらゆるジェンダーを周縁化してしまうということ。

ハ 身体やアイデンティティのあり方は人それぞれであるにもかかわらず、男性服や女性服の標準を定めて衣服を設計することは、身体やアイデンティティが標準にあてはまらない人を周縁化してしまうということ。

ニ Tシャツやセーター、チノパンなど、あらゆるジェンダーの人が着用する衣服を、男女の規範的身体を前提して設計することは、体格に合うものを見つけれない人を居心地悪くさせてしまうということ。

問十三 傍線部5「現実的なニーズ」とあるが、その説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ フリルやレースなど女性らしい意匠をこらしたものの以外に、男性的あるいは中性的なデザインを加え、それぞれの売り場で販売してほしいということ。

ロ 出生時の女性としての身体的特徴を徹底的に補正し、ジェンダーアイデンティティに合致する男性らしい身体的特徴を強調した下着を身につけたいということ。

ハ 出生時に女性と割り当てられた身体にフィットすると同時に、それとは異なるジェンダーアイデンティティとも抵触しないデザインの着用したいということ。

ニ 衣料品メーカーが、社会の現状を考慮した下着を開発・販売することで、既存の女性ジェンダー観を変容させたいということ。

問十四 空欄

A

B

C

答欄にマークせよ

に入る語句の組み合わせとして最も適切なものを次の中から一つ選び、解

- イ A ジェンダー規範 B ジェンダー記号 C ジェンダー記号  
ロ A ジェンダー規範 B ジェンダー記号 C ジェンダー規範  
ハ A ジェンダー記号 B ジェンダー規範 C ジェンダー記号  
ニ A ジェンダー記号 B ジェンダー規範 C ジェンダー規範

問十五 傍線部6「社会的な次元に影響を与えることができる」とあるが、その説明として最も適切なものを次の中か

ら一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 社会的に信用されるために、スーツとネクタイを着用するのが男性の規範になっているということ。  
ロ 男性がスカートを着用することは、ジェンダー規範を変化させようとする行為でもあり得るということ。  
ハ 女性がパンプスを履くことは、現在のジェンダー規範を維持させたいという強い主張になるということ。  
ニ 女の子にピンクの衣服を着せることは、彼女の選好と一致しない親のジェンダー規範の表れだということ。

問十六 傍線部7「衣服を作り、流通させるファッション業界がジェンダー規範とどう向き合うかはさらに重要となる

だろう」とあるが、その理由として適切でないものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 衣料品メーカーや店舗などはジェンダー規範を反映した衣服を大量に製造、販売することで、結果として規範の維持に深く加担しているから。  
ロ 衣服を販売する店舗は男性用と女性用に売り場を分けるなど、ジェンダー規範に基づいたディスプレイを基本とし、規範を宣伝しているのに等しいから。  
ハ ファッション業界はジェンダー規範を衣服として具現化することで莫大な利益を得ており、規範は産業システムを支える重要な資源になっているから。  
ニ ファッション業界は社会の動きや消費者のニーズを敏感に読み取り、衣服のデザインや製造を通じてジェンダー規範そのものを実質的に決定しているから。

問十七 本文の趣旨と合致する最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ ファッションには男女二元論に基づくジェンダー規範およびその不正義が反映されており、いかなる個人や組織もそこから逃れることはできないが、それとどう向き合うかによってジェンダー規範を変えていく可能性があらう。  
ロ かつてのコルセットから現在のパンプスに至るまで、ファッションには女性に対する抑圧が根強く潜んでいたが、フェミニズムによってその抑圧の構造は解明されたので、今後は現状を維持すれば良い。  
ハ ファッションにはジェンダー規範をめぐる社会の偏見が投影されており、着用する衣服によって形成される自己像は虚像に過ぎないため、ファッションをジェンダー記号として利用するのは慎むべきだ。  
ニ ファッションは日常的に衣服を選ぶ個人の行為である以前に、巨大な経済的利益を生み出すファッション業界に支えられており、ファッションに投影されたジェンダー規範やその不正義を正す責任はこの業界にある。

(三) 次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

かかるほどに八月にもなりぬれば、つれづれもなぐさめむ、とて、石山に詣でて七日ばかりもあらむ、とて詣でぬ。宮、久しうもなりぬるかな、とおぼして、御文つかはすに、童、「一日まかりてさぶらひしかば、石山になむこのころおはしますなる」と申されば、「さは、今日は暮れぬ。つとめてまかれ」とて、御文書かせたまひて、賜はせて、石山に行きたれば、私の御前にはあらで、ふるさとのみ恋しくて、かかる歩きも引きかへたる身のありさま、と思ふに、いともの悲しうて、まめやかに仏を念じたてまつるほどに、高欄の下の方に人のけはひすれば、あやしくて見下ろしたれば、この童なり。

あはれに思ひかけぬところに来たれば、「なにぞ」とはすれば、御文さし出でたるも、つねよりもふとひき開けて見れば、「いと心深く入りたまひにけるをなむ。などかくなむ、とものたまはせざりけむ。ほだしまでこそおぼさざらめ、おくらかしたまふ、心うく」とて、

「関越えて今日ぞとふとや人は知る思ひたえぬ心づかひをいつか出でさせたまふ」とあり。近うてだに、いとおぼつかなくなしたまふに、かくわざとたづねたまへる、をかしうて、

「あふみちは忘れぬめりと見しものを関うち越えてとふ人やたれいつか、とのたまはせたるは。おぼろけに思ひたまへ入りにしかば、

山ながらうくはうくとも都へはいつか打出の浜は見るべき」と聞こえたれば、「苦しくとも行け」とて、「とふ人、とか。あさましの御もの言ひや。

たづね行く **X** のかひもなくおぼめくばかり忘るべしやはまことや、

うきによりひたやごもりと思ふともあふみのうみはうち出でを見ようきたびごとに、とこそ言ふなれ」とのたまはせられたれば、ただかく、

関山のせきとめられぬ涙こそあふみのうみとながれ出づらめとて、端に、

「こころみにおのが心もこころみむいざ都へと来てさそひみよ思ひもかけぬに、行くものにもがな、とおぼせど、いかでかは。

かかるほどに、出でにけり。「さそひみよ、とありしを、急ぎ出でたまひにければなむ。あさましや法の山路に入りさして都の方へたれさそひけむ」

御返し、ただかくなむ。山を出でてくらき道にぞたどり来し今ひとたびのあふことにより

晦日方に、風いたく吹きて、野分だちて雨など降るに、つねよりも心細くてながむるに、御文あり。例の折知り顔にのたまはせたるに、日ごろの罪もゆるしきこえぬべし。

嘆きつつ秋のみ空をながむれば雲うちさわぎ風ぞはげしき御返し、

秋風は気色吹くだに悲しきにかき曇る日はいふ方ぞなきげにさぞあらむかし、とおぼせど、例のほど経ぬ。

〔和泉式部日記〕による

注 石山：石山寺。現在の滋賀県大津市にある。当時の石山詣については、逢坂の関を通り越えたのち、打出の

浜から舟に乗って琵琶湖の湖岸沿いを進み、寺に到着するという例が確認される。

宮：敦道親王。帥の宮とも呼ばれた。

童：小舎人童。「宮」と作中の「女」との間で、連絡係を務めている。

おぼろけに：「ここは「おぼろけならず」と同じ意。

うきたびごとに：「世の中のうきたびごとに身を投げば深き谷こそ浅くなりなめ」〔古今和歌集〕誹諧歌、よみ人知らずの第二句を引く。

問十八 二重傍線部 A、C の助動詞があらわす意味として最も適切なものをそれぞれ次の中から一つ選び、解答欄にマ

ークせよ。

- イ 打ち消し
- ロ 完了
- ハ 使役
- ニ 自発
- ホ 尊敬
- ヘ 存続
- ト 断定
- チ 伝聞

問十九

傍線部 1・2 の意味として最も適切なものをそれぞれ次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- 1 イ なぜこうして石山に参籠する、ということについても知らせてくださらなかったのでしょうか。
- ロ なぜこうして小舎人童を使者としてよこす、という予告もしてくださらなかったのでしょうか。
- ハ なぜこうして久しく文のやりとりができなくなる、という事情も伝えてくださらなかったのでしょうか。
- ニ なぜこうして仏を念じているのを妨げてすまない、というお詫びもしてくださらなかったのでしょうか。
- 2 イ 石山の近くに来てさえ、宮は本当に待ち遠しくお思いにならないのに、
- ロ 近い間柄であつてさえ、宮は大変気がかりに思うこともおありになるのに、
- ハ 近くでお仕えしていた折でさえ、宮は実にほんやりとなさるのが常なのに、
- ニ 都で近くにいた時でさえ、宮はあえてとても疎遠にしていたのに、

問二十

波線部 a～e の敬語表現のうち、敬意の対象となる人物が他と異なるものが一つある。それはどれか。最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ a    ロ b    ハ c    ニ d    ホ e

問二十一

傍線部 3 または 4 の和歌に関する説明として適切でないものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 傍線部 3 の和歌では、「あふみぢ」に、相手が逢いに来る道としての「逢ふ道」と、近江国へ至る道を意味する「近江路」とを掛けている。
- ロ 傍線部 3 の和歌では、「とふ」に、便りをよこすという意の「問ふ」と、関を飛び越えるという意の「飛ぶ」とを掛けている。
- ハ 傍線部 4 の和歌では、「あふみ」に、琵琶湖の古称「あふみのうみ」の「近江」と、自分に逢う相手を意味する「逢ふ身」とを掛けている。
- ニ 傍線部 4 の和歌では、「うち出て」に、相手が石山寺から出るの意の「うち出て」と、地名としての「打出」とを掛けている。

問二十二

空欄 X に入る語として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ あふさか山    ロ 石山寺    ハ 打出の浜    ニ 関の山辺（山まへ）

問二十三

傍線部 5 に関する説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 女が思いがけず山中へ入ってしまうのではないかと懸念していたが、本当にそうしてしまったことに驚きあきれた、という。
- ロ 女がせきとめられない自分自身の涙を歌に詠んでいながら、それからまもなく都へ戻ってきたことに驚きあきれた、という。
- ハ せっかく仏法の世界に入ろうとした女が、山籠もりを途中でやめてしまったことに驚きあきれた、という。
- ニ なるべく早く都へ戻るようにと女を説得したところ、至極あつさりと応じたことに驚きあきれた、という。

問二十四

本文の内容と合致する最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 石山寺に籠もった女は、常に仏の御前にいたわけではなかったが、髪を下ろし、心をこめて折り続けた。
- ロ 女が石山寺に籠もったことを知った宮は、できれば一緒に行きたかったという気持ちをおさえられなかった。
- ハ 小舎人童が石山寺に籠もる女からの最初の返信を届けると、宮は、あらためて石山寺へ行くようにと命じた。
- ニ 八月末の雨と風の激しい日、宮は女に対して、自分の好色の罪を許してくれるようにと請う歌を詠んだ。

(四)

次の文章は夏目漱石が明治二十二年、二十三歳の時に記した漢詩文『木屑録』の一部である。これを読んであとの問いに答えよ。返り点、送りがなは設問の都合で省略した部分もある。

興津之景、清秀穩雅、有君子之風。保田之勝、險奇巉  
 峭、酷似奸雄。君子無奇特驚人者。故婦女可狎而近  
 奸雄、变幻不測、非卓然不群者、不能喜其怪奇。峭曲之  
 態也。嘗試作二絶、而較之、曰、  
 風穩波平、七月天  
 韶光入夏、自悠  
 出雲帆影、白千点  
 総在水天、髣髴、辺

2

3

西方決望茫茫  
 幾丈巨濤拍乱塘  
 水尽孤帆天際去  
 長風吹滿太平洋  
 余、長於大都紅塵之中。無一丘一水、足以壯觀者。每見  
 古人所描山水幅、丹碧攢簇、翠赭交錯、神之往、  
 へず。及遊于東海、于房総、得窮山雲吐吞之狀、  
 水離合之變、而後意始降矣。

注

興津：静岡県静岡市清水区にある海沿いの地名。歌枕の清見瀉がある名勝。

保田：千葉県安房郡鋸南町の地名。房総半島の名所。

巉峭：岩山が起伏して鋭く切り立ったさま。

峭曲：先が尖っていたり、くねくねとまがっているさま。

韶光：うらかな陽射し。

水天髣髴：遠くにあつて海と空との境がぼんやりかすんでいるさま。

乱塘：入り組んだ海岸。

丹碧攢簇、翠赭交錯：土や木、あるいは紅葉の色と草や葉の緑を彩色する赤や青の絵の具が密集したり、入り混じつたりしているさま。

山雲吐吞之狀：山頂近くを雲が取り巻いたり、離れたりするさま。

風水離合之變：風によつて海面が荒れたり、穏やかになつたりするさま。

問二十五 傍線部1「君子」とあるが、本文の中で用いられている、この語の対義語として最も適切な二字の漢語を抜き出し、楷書で記述解答用紙の所定の欄に記せ。

問二十六 空欄 2 に入る漢字として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。  
 イ 久      口 悠      八 優      二 悪      ホ 然

問二十七 傍線部3「西方決皆」の意味として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 西風に吹かれながら口元を引き締め
- ロ 西日がきついで眼をそらして
- ハ 西の方の防波堤が高波で崩れて
- ニ 西の方に向かって目を大きく見開いて
- ホ 西の海上の大波が轟音とともに崩れて

問二十八 傍線部4「神の往くに堪へず。」について次のA・Bの問いに答えよ。

- A 傍線部4を漢字四字の白文にもどし、楷書で記述解答用紙の所定の欄に記せ。ただし、解答用紙の冒頭には「不」字がすでに印刷されている。
- B 傍線部4の意味として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。
  - イ 絵の方に思いが引き寄せられずにはいられない。
  - ロ 絵の完成を心から祈りたくなる気持ちを抑えられない。
  - ハ 古人の参拝した神社仏閣には自分は詣でたくない。
  - ニ 山奥の目指す神社仏閣になかなか辿りつけない。
  - ホ 自分を守護する神仏が去って行くのが堪えられない。

問二十九 傍線部5「而後意始降矣。」とあるが、この句の解釈として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ それから後、気分が次第に落ち込んだ。
- ロ その後、次第に後悔の念が生じて来た。
- ハ しかしながら、その後は始めとは違う考えを持つようになった。
- ニ しかしその後には遅れをとりかえしたい気持ちに変わった。
- ホ こうして後、長い間の思いがやっと晴れたような気がした。

〔以下余白〕

<2023 R05172024>

受験番号	万	千	百	十	一
氏名					

(注意) 所定欄以外に受験番号・氏名を記入してはならない。記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。



(採点欄)

(一) 問二

問二  
二十八 A

(四) 問二  
二十五

問八

<2023 R05172024>

受験番号	万	千	百	十	一
氏名					

(注意) 所定欄以外に受験番号・氏名を記入してはならない。記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。

(国語) (記述解答用紙)

(一) 問二

法制度において行為指導性がそれ自体として実在するとは、法が  
するとどうことである。

問八

問二  
二十八 A

(四) 問二  
二十五

問八

A  
不  
○

A

C

A

B